

前橋市立小中学校における携帯電話の
取扱い等に関するガイドライン

令和2年11月
前橋市教育委員会

目 次

はじめに	1 ページ
前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン	
I 前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関する方針	2 ページ
II 校内に携帯電話の持込みを認める例外的な措置について	3 ページ
1 携帯電話の持込みを認める例外的な措置について	
2 携帯電話の持込みを申請する際の手順について	
3 登下校中や学校での携帯電話の取扱い等について	
4 持込み可能な携帯電話について	
5 保護者が、児童生徒に携帯電話を持たせるにあたっての責任について	
III 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について	5 ページ
1 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について	
2 いじめやトラブル等が発生した場合の対応について	
3 教職員の研修について	
4 情報モラル教室の実施や相談窓口に関する情報提供について	
5 学校・児童生徒・保護者が連携したルール作りについて	
○「別紙1」携帯電話の取扱い等に関する同意確認書（例）	8 ページ
○「別紙2」学校への携帯電話持込み許可証（例）	9 ページ
○「別紙3」「学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて」	10 ページ
○「別紙4」「おぜのかみさま」	11 ページ

前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関する ガイドラインの策定にあたって

はじめに

文部科学省は、平成21年1月30日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」において、小中学校への携帯電話の持込みを原則禁止する方針を示しました。本市も、これまでこの方針に基づき、学校への携帯電話の持込みは原則禁止としてきました。

高度情報社会が進む中で、児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高価課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害者が増加しています。本市においても、インターネットを介したいじめやトラブルが毎年起こっています。

これらの問題に対応するために、本市においては、全ての児童生徒に自分に合ったメディアの使い方を身に付けさせることが大切であると考え、「判断力」「自制心」「責任能力」「コミュニケーション能力」の育成を図ってきました。平成28年からは、上記4つの能力を育てるために、学校・家庭・地域が連携して、①体験の機会を作る ②社会性を磨く ③適切なメディア利用を促進する ことができるような環境作りを推進してきました。

近年、自然災害発生時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急の連絡手段として活用することが期待されるようになりました。そのため、文部科学省は、学校における携帯電話の取扱い等を見直し、令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（以下「令和2年通知」）において新たな方針を示しました。

そこで、令和2年通知及びこれまで推進してきた携帯電話への基本方針を踏まえ、以下に「前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」を策定することとしました。

なお、本市においては、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」を受けて、「児童生徒の学びの保障」を目的として、令和2年度末までに通信環境の整った「1人1台端末」の整備を計画しています。今後は、登下校中の防犯・防災も含めて「1人1台端末」を様々な活用することが想定されますが、現状では、活用の指針を検討している段階であるため、本ガイドラインは、「1人1台端末」の活用については触れていません。今後の検討に応じて、加筆変更する予定です。

前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン

I 前橋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関する方針

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合は、例外的に持込みを認めるものとする。

令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の中で、小中学校において、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであると示された。中学校においては、「一定の条件（P 10 参照）」が整えば、「学校又は、教育委員会として、持込みを認めることができる」という項目も記載された。

携帯電話が急速に普及し、便利なツールとなる一方で、ネット依存やSNSを介した犯罪被害等、携帯電話の使用に関するトラブルは急増傾向にあり、学校に持ち込むことで危険性が高まることが予想される。また、学校に携帯電話を持ち込むことによって、破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩など、教育活動に支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本市においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止を継続し、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認めることとした。

Ⅱ 校内に携帯電話の持込みを認める例外的な措置について

1 携帯電話の持込みを認める例外的な措置について

携帯電話の持込みを認める例外的な措置としては、利用目的を登下校中の防災・防犯に限定し、家族との連絡を原則とする。

(例えば、遠距離通学の際に一人で歩く区間が長いため、児童生徒の安全確保が困難な場合や、公共交通機関を利用した通学をせざるを得ない場合などが考えられる。)

2 携帯電話の持込みを申請する際の手順について

保護者が、登下校時や災害時の緊急の連絡手段として、携帯電話の学校への持込みを求める手順は、以下の通りとする。

- (1) 保護者は、携帯電話を学校に持込みたい理由を明らかにして、担任に伝える。
- (2) 保護者と児童生徒は、学校長宛に「携帯電話の取扱い等に関する同意確認書」(別紙1)に必要事項を記入し、学校に提出する。同意確認書は毎年提出する。
- (3) 学校は、保護者と面談等を行い、同意内容やその他の注意事項について確認する場を設定する。
- (4) 学校は、携帯電話の持込みを妥当と判断した場合、保護者に「学校への携帯電話持込み許可証」(別紙2)を交付する。

3 登下校中や学校での携帯電話の取扱い等について

- (1) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害や犯罪に巻き込まれる等緊急の場合以外には、携帯電話を使わない。
- (2) 校内では、認められた場合以外は、携帯電話を使わない。また、保管方法等については、学校の指示に従う。
- (3) 事前に提出した同意確認書の内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、学校への携帯電話の持込みを一時的に、または長期的にわたって制限する等の措置をとる。
- (4) 登下校中及び校内における携帯電話の破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩等については、本人及び保護者の責任とする。
- (5) 災害等の緊急時以外で、保護者から児童生徒の携帯電話への連絡はしない。
- (6) その他、学校が示したルールに従う。

4 持込み可能な携帯電話について

本方針及びガイドラインにおける「携帯電話」とは、①子供向け携帯電話、②フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）、③スマートフォンとし、適切なフィルタリングやパスワードが設定されたものとする。そのパスワードは、保護者が必ず知っていることとする。

※携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤー、タブレット型端末については、付属品を含めて「携帯電話」には含めない。

5 保護者が、児童生徒に携帯電話を持たせるにあたっての責任について

保護者が、各家庭で児童生徒に携帯電話やインターネット等を利用させる場合には、その使用方法等について、以下を参考に十分注意し、管理するものとする。

- (1) 携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断する。また、使用するアプリケーションについても、使用前に必ず児童生徒と確認する。
- (2) 児童生徒に携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを児童生徒と共に話し合いながら決め、適切なフィルタリングやアプリケーションの使用制限等を必ず設定し、保護者として責任を持って使用方法や使用時間等の管理及び、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。
- (3) 個人情報等の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫を行う。パスワードは必ず保護者が知っておく。
- (4) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを児童生徒と確認して保護者の責任のもとで守らせる。

Ⅲ 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について

1 学校における情報活用能力の育成及び適切な指導について

学校は、高度情報社会を主体的に生き抜く力を児童生徒に身に付けさせる必要があることから、携帯電話の所持に関わらず、全ての児童生徒に対して情報活用能力を育成するための指導を行う。また、ネット依存やゲーム障害等についても併せて指導することとする。

指導に当たっては、以下の点を参考にする。

参考 1 学校で指導すべき危険・トラブルの例

- ・ 長時間の使用による生活習慣の乱れやネット依存、ゲーム障害、学習意欲の低下、「ながらスマホ」による危険について
- ・ SNS等を介したインターネット上のいじめや誹謗中傷について
- ・ 画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について
- ・ 個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害（いわゆる「自撮り被害」）について
- ・ 違法行為や社会で許されない行為をSNS等へ投稿したことによるネットトラブルについて
- ・ オンラインゲーム等での高価課金やゲーム障害について
- ・ SNSで知り合った人と会うことで起こる連れ去りや性被害について
- ・ その他、犯罪被害や違法行為との関わり（盗撮、詐欺、違法ダウンロード等）について

2 いじめやトラブル等が発生した場合の対応について

携帯電話に関するいじめやトラブル等が発生した場合、学校は、事実を確認し、関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめ事案が発生した場合は、「いじめは許さない」という毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、問題解決と再発防止に努める。

3 教職員の研修について

学校は、携帯電話に関する危険性や具体的な事例等、最新の情報や事案への対処方法について、積極的に教職員研修を行い、知識の獲得や、いじめやトラブル等への対処方法の確認を行う。

4 情報モラル教室の実施や相談窓口に関する情報提供について

学校は、児童生徒・保護者向け「情報モラル教室」を積極的に開催するとともに、携帯電話の危険性やトラブルの対処法、学校で行った指導内容等について、積極的に保護者に伝えるなどして、情報提供や啓発に努める。また、トラブル等が起こった際の相談窓口等についても、児童生徒や保護者に対して情報提供を行う。

参考2 情報モラル教室等の依頼先について

- ・群馬県警察本部 子供・女性安全対策課
少年サポートセンター係 027-289-6610
- ・前橋警察署 生活安全課 027-252-0110
- ・前橋東警察署 生活安全課 027-225-0110
- ・前橋市教育委員会 教育支援課 青少年支援センター 027-212-4039
- ・特定非営利活動法人 青少年メディア研究協会 027-221-4006

参考3 相談窓口について

- ・群馬県総合教育センター 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・群馬県生活こども部 中央児童相談所
こどもホットライン24 0120-783-884
(携帯電話の方) 027-263-1100
- ・公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま
インターネット上の誹謗中傷相談窓口 0120-212-0091
- ・群馬県警察本部 子供・女性安全対策課
少年サポートセンター係 027-289-6610
- ・群馬県警察本部 サイバー対策室 080-2350-0001
- ・前橋警察署 生活安全課 027-252-0110
- ・前橋東警察署 生活安全課 027-225-0110
- ・前橋市教育委員会 教育支援課 青少年支援センター 027-212-4039

5 学校・児童生徒・保護者が連携したルール作りについて

文部科学省からは、児童生徒が自らを律することができるようなルールを主体的に作る機会を設ける必要性が示された。方法としては、学級活動での話し合いや、児童会、生徒会を中心とした学校全体でのルール作り、または、保護者集会等で保護者からの意見を参考にすることなどが考えられる。

参考 4 学校・児童生徒・保護者が連携して作るルールの例

※インターネットやオンラインゲーム等についてのルールを含む

- ・ 食事中は携帯電話を使わない、友達との連絡よりも家族との団らんを大切にする。
- ・ 家庭では、リビングで使用し、平日30分、休日60分、21時以降は使用しないなど、使用場所と使用時間を具体的に決める。
- ・ 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、SNSに投稿したりしない。
- ・ 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品などの申し込みをしない。
- ・ インターネット上で知り合った人とは会わない。
- ・ 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- ・ SNSやメールなどには、人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れなどのいじめ行為もしない。
- ・ SNSを利用する際は、友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、すぐに返信することを強制しない。
- ・ 原則として、他人に携帯電話を貸したり、借りたりしない。
- ・ 上記以外の使い方については、必ず児童生徒と話し合っ、その都度ルールをつくる。

令和 年 月 日

前橋市立〇〇〇学校
校 長 〇 〇 〇 〇 様

携帯電話の取扱い等に関する同意確認書（例）

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の児童生徒に携帯電話を所持させたいので同意確認書を提出します。

同 意 確 認 事 項		保護者	児童 生徒
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。他人に貸しません。		
2	保管方法等については、学校の指示に従います。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり、保護者に返却されること、一時的又は長期的に学校への携帯電話の持込みを制限されること等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話を使用する目的は、原則として家族との連絡に限定します。		
6	携帯電話の適切な使用や使用時間、使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合い、ルールを定め、保護者が管理します。		
7	フィルタリングやアプリケーションの使用・時間制限及びパスワードを設定し、個人情報の流出や不正な使用、長時間の使用をさせない工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、本人及び保護者の責任とします。		

____年____組____番 児童生徒氏名 _____ (児童生徒自筆)

保護者氏名 _____ (保護者自筆)

【同意事項】 同意確認事項を読み、同意いただける場合は、○印をお願いします。全ての項目に同意いただけない場合は、登下校中に携帯電話を所持することはできません。

令和 年 月 日

前橋市立〇〇〇学校

保護者 〇 〇 〇 〇 様

学校への携帯電話持込み許可証（例）

次の事項に同意することを条件に、登下校時の携帯電話の所持を許可します。
 期限は、令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日 前橋市立〇〇〇学校 校長 〇 〇 〇 〇 印

同 意 確 認 事 項	
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話を使わない。他人に貸さない。
2	保管方法等については、学校の指示に従う。
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり、保護者に返却されること、一時的又は長期的に学校への携帯電話の持込みを制限されること等の学校の指導に従う。
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしない。
5	携帯電話を使用する目的は、原則として家族との連絡に限定する。
6	携帯電話の適切な使用や使用時間、使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合い、ルールを定め、保護者が管理する。
7	フィルタリングやアプリケーションの使用・時間制限及びパスワードを設定し、個人情報の流出や不正な使用、長時間の使用をさせない工夫をする。
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っている。
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、本人及び保護者の責任とする。

「学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて」（令和２年７月） （概要）

1 背景

- （１）近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- （２）これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成２１年度に発出した通知の見直しにかかる検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知。

2 学校種ごとの携帯電話の取扱い

（１）小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。
（平成２１年の通知と同じ）

（２）中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。
（平成２１年の通知と同じ）

または

- 一定の条件を満たした上で、学校または教育委員会を単位として持込みを認める。
（令和２年の通知で追加）

学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- ①生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- ②学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- ③フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていること。
- ④携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

「おぜのかみさま」

お 写真を
おくらない

わたしも 送るから あなたも 送って♡ A子

人に見られて困る写真は送らない。

ぜ ぜったい
あわない

インターネットで知り合った人とは 絶対に会わない。

の 個人情報を
のせない

個人情報

ぼくの名前は□□□□です。
□□□□に住んでいる
△△中学校の2年生です。
映画が好き
な人がいたら、ぜひ情
報交換しま
しょう。
顔写真
メールアドレス

名前、住所、学校名等の個人情報は 載せない。

ルールを作って みんなで守ろう

おぜのかみさま

おぜのかみさま
アニメーション配信中！
県ホームページからも
アクセスできます。
詳しいおぜのかみさまの内容は
県ホームページをご覧ください。



か 悪口などを
かきこまない

学校に 爆弾を しかけた 犯罪

悪口や人を困らせるよう なことを書きこまない。

み 有害サイトを
みない

フィルタリングをかけて 有害サイトを見ない。

さ 出会いを
さがさない

インターネットで出会い を探さない。

ま ルールを
まもる

遊ぶ時間や料金など、家 の人と決めたルールを守っ てね！

群馬県 ・ 群馬県警察

「おぜのかみさま」で子どもをネット犯罪から守ろう！

ゲーム機でも被害に！

女子小学生は、インターネット接続可能な携帯ゲーム機のゲーム内で女子高校生になりました男と知り合った。男は、自分と偽り、女性の裸の画像を送信し「あなたの写真も送って」と要求してきた。女子小学生は、断り切れず自分の裸を撮影し、画像を送信してしまった。

児童ポルノ（製造）被害

「おくらない」 ～写真を送らない～

- 写真を要求するような人を信じてはいけません！
- 一度流出した画像は回収できません。ネット空間に拡散します。
- 断ったり、無視できない時は保護者に相談しましょう。

睡眠薬で眠らされて・・・

女子中学生は、ID交換掲示板サイトで知り合った男からドライブに誘われ会に行き、車内で男から睡眠薬入りのジュースを飲まされ、眠っている間にわいせつな行為をされた。

準強制性交等被害

「ぜったいあわない」～絶対会に行かない～

- ネットで知り合った人に会いに行くのは大変危険です！トラブルが増加しています。
- 「自分だけは大丈夫」「信用できそうな人だから」というのは危険です。

位置情報・背景などで場所が特定される！

女子高校生は、インターネット上に自宅の写真や通学する高校などの個人情報を投稿した。その後、見知らぬ男性から、自宅や学校周辺などでつきまとわれる被害を受けた。

ストーカー被害

「のせない」 ～個人情報をのせない～

- 交流サイト（SNS）等ネットにのせたメッセージ、写真等から、個人情報を見つけれ、悪用されることがあります。
- 安易に写真を送信・公開してはいけません。

ネットいじめも犯罪です！

男子中学生らは、同級生を無料通話アプリのグループ内において、悪口や脅しのメッセージを送るなどのいじめを繰り返した上、約10回にわたって合計5万円を恐喝した。

恐喝【10年以下の懲役】

「かきこまない」～悪口等を書き込まない～

- 悪口や脅しの書き込みは、名誉毀損、脅迫や恐喝などの犯罪になることがあります。人を傷つけるような書き込みは止めましょう。
- 「学校に爆弾をしかけた」等の投稿も犯罪です。

フィルタリングで子どもを守ろう！

男子中学生は、アダルトサイトを閲覧したいという理由からフィルタリング設定を解除した。ワイセツ画像の投稿サイトを見ているうちに、のめり込んでしまい勉強が手になくなってしまった。

健全な発育の阻害

「みない」～有害サイトを見ない・見せない～

- ネットには、有害で危険な情報があふれています。
- 子どもを守るためにフィルタリングを設定しましょう。
- 法律により、18歳未満の青少年が使う携帯電話・スマートフォン等にはフィルタリング設定が義務付けられています。

子どもが誘っても犯罪！

女子高校生は、インターネット上の出会い系サイトに「16歳女子高校生です。下着とデート売ります。5,000円から取引します。」等と書き込んだ。

出会い系サイト規制法違反（禁止誘引行為） 【100万円以下の罰金】

「さがさない」～出会いを探さない～

- 出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子どもでも違法です。
- 出会い系サイト以外の交流サイト（SNS）にも、子どもを誘い出すことを狙う悪人が沢山います。ネットで見ず知らずの相手との出会いを探してはいけません。

青春を蝕むネット依存症！

男子高校生は、無料通話アプリに熱中し、連日のように食事中はおろか入浴中、深夜に至るまで友達とのメッセージのやり取りに夢中になり、ついには睡眠不足で体調を崩し、学校の勉強や部活動について行けなくなってしまった。

ネット依存症

「まもる」～時間などのルールを守る～

- メッセージアプリやゲームに熱中し、体調を崩す、成績が下がる、また、ゲームの課金で大金を使った等のケースが増えています。
- 利用する時間・場所、ゲーム等の利用料金など家庭のルールを作り、保護者が子どものネット利用を見守りましょう。

「おぜのかみさま」に関するお問合せは・・・

群馬県生活こども部
児童福祉・青少年課

☎ 027-897-2966（直通）

少年に関する悩み事のご相談は・・・

群馬県警察本部生活安全部
子供・女性安全対策課
（少年サポートセンター係）

☎ 027-289-6610（相談電話）



上州くん みやまちゃん